

宮内庁書陵部所蔵九条家本『朝観行幸次第草』・『朝観行幸次第』

— 藤原忠通『玉林』佚文拾遺 —

太田 克雄
藤原 重雄

【解題】

朝観行幸は、天皇が太上天皇と皇太后のもとへ出向いて、年始の挨拶を行う儀式である。その意義などについて、近年では佐古愛己氏の研究がある。⁽¹⁾こうした研究で利用される史料は、実際の儀式の様相が記された日記や史書が主であろう。一方で儀式にはそれを実施するために作成された次第書があり、そこには抛るべき指針としての先例が日記などから引かれる。儀式をどのように構想しようとしたかということが窺えるのみならず、散佚した日記の本文が知られるという意義もある。そこで本稿では、宮内庁書陵部所蔵の九条家本から二種の朝観行幸次第を紹介し、併せて藤原忠通の日記『玉林』の佚文の拾遺とする。

『朝観行幸次第草』〔九一―一五〕

鎌倉時代写。卷子装一軸。全二十紙。縦三〇・三（新補表紙）、二八・五（旧表紙・本紙）×横一〇〇三・二センチメートル。天二本・地一本。墨界、界高、上端より二・三、三・五、二七・二。九条道房によつて九条道家筆と認定されている。

本史料は朝観行幸の次第書である。後人が「執柄作法」と注したように、撰関の関わる次第が中心になっている。抹消符や移動符が見える草稿的なものである。朝観行幸の先例に言及するほか、『殿暦』・『玉林』及び記主未詳の日記からの引用がある。先例として言及する、あるいは日記から引用するのは、年代順に以下の通りである（かつこ内は朝観行幸の日）。

寛治二年（正月十九日）
 康和五年（正月二日）
 保安二年（二月二十九日）
 保安三年（二月十日）
 保安五年（正月五日）
 天治二年（正月三日）
 天治三年（正月二日）
 大治三年（正月二日）
 長承元年（正月二日）

日記の引用の方法は、「（年時）御記云」のように示すものと、年時のみ示して引用を続けるものに分かれる。前者は『玉林』に限られ、後者

は内容から『殿暦』と『玉林』、さらに記主不詳の日記である。なお『殿暦』の引用部分を元の文章と比較すると、やや異同も見られるが、概ね語順通りに抜き出している。

本史料には後の時代にこれを写したと見られるものがあり、今回の翻刻に当たっても参照した。以下の三本で、いずれも九条家本である。

『行幸次第草』〔九一三三七〕

『朝観行幸次第』〔九一三三一〕

『朝観行幸次第』〔九一三四二〕

まず九一三三七は、九一一五の冒頭から第四紙の初めまでに相当する部分を残し、以降は欠損している。九一一五とは次第の骨格を同じくしつつも、所々に省略や加筆が見られる。抹消されている箇所がいくつかあり、その様態から草稿としての性格を有している。『玉葉』（文治二年四月七日条）を引いているので、それ以降の成立となる。

次に九一三三一と九一三四二はほぼ同じ内容を持つもので、九一一五にかなりの加筆を施したものである。同じ九条家本の『行幸次第』〔九五〇七八〕などと合体させたもののようにも見えるが、直接参照したかどうかは不明である。九一一五よりも次第が詳細になっているほか、儀式が二日に亘る場合の二日目の次第が追加されている。なおこの点については九一三四二の方が九一三三一よりも詳しくなっている。また『後二条師通記』、『法性寺殿式次第』、『玉葉』、『後三縁院殿御記』^{（九条満家）}などによって先例を増補し、実際の儀式での実用性よりも、記録や集成のような意味合いが強い。

こうした写本の存在は、次第書の生成過程を示唆する^{（2）}。すなわち、ある儀式における次第書を作成するには、まず既存の次第書を核として、作成者の立場や次第の実情に応じて内容を増減させ、基本的な構成を決定する。そして日記や次第書などに先例を求め、ここに加筆し、あるい

は修正を施す。実際の儀式に使用する際には、必要な部分を抜き出して整形し、実施後には書き入れすることもある。つまり先行する次第書を取り込みながら、その内容は様々に変容し得るわけである。本史料とその写本群との内容の差異は、このようなことから説明できよう。

本史料の成立について考えると、次第の内容から、上皇と女院（母后）がいて、かつ「太閤」と「執柄」がいる時期の朝観行幸ということになる。道家筆という極めが正しければ、該当するのは

後堀河上皇―四条天皇―藻壁門院―太閤道家―摂政九条教実

であるが、藻壁門院（道家女孿子）の院号宣下は貞永二年四月三日、同年（天福元）九月十八日には崩御し、この間に朝観行幸を行った記録は見えない。一方、道家筆でないとすれば、引かれる先例の下限となる長承元年以降、十三世紀の範囲では、該当する期間が極めて短いものを除くと、以下の組み合わせがある。

後白河上皇―二条天皇―八条院―太閤忠通―摂政藤原基実（応保元年

十二月十六日）―応保二年六月八日）

応保二年正月十日

後鳥羽上皇―土御門天皇―承明門院―太閤藤原基通―摂関九条良経・

近衛家実（建仁二年正月十五日）―承元二年七月五日）

元久二年正月十九日

承元元年正月二日

後嵯峨上皇―後深草天皇・龜山天皇―大宮院（太閤・摂関は頻繁に代わっているため省略）（宝治二年六月十八日）―文永五年十月五日）

建長二年十月十三日（土御門顕定作の『朝観行幸次第』〔九五〇八四〕あり、『岡屋関白記』同日条参照）

建長五年正月二十八日

弘長二年正月四日

弘長三年二月十三日

後深草上皇―伏見天皇―玄輝門院―太閤鷹司兼平―関白二条師忠（正

応元年十二月十六日）正応二年四月十二日）

正応二年三月二十三日

朝観行幸の実施が確認できたものはその年時を記した。詳しい記事の残るものもあるが、本史料と関係があるかどうかは判断し難い。なお本史料の本文に「女院」とあるところは、先に触れた九一三三二及び九一三四二では「院」となっており、必ずしも母后への院号宣下を想定しなくてもよいのかもしれない。

『朝観行幸次第』〔九一四〇二七〕

鎌倉時代写。卷子装一軸。全六紙。縦一五・一×横三三〇・六センチメートル。

本史料は朝観行幸のやや簡略な次第書である。九一一五などと比べると整った書写であり、成立とも関わるが、転写本であるのかもしれない。前欠であるが、『朝観行幸次第』〔九一五〇八三〕が同様の内容を有し、それによって欠脱部分の文章が判明する。ただし九一五〇八三も冒頭部を欠いているようで、全てを補うことができるわけではない。

先例として言及しているものには、保安年間（年時不明）の例が一つある。また一連の次第を記した後に、法皇が出御した際に置かれる三衣筥の役に関して『台記』康治二年正月三日条を、院司の行幸賞に関して天治年間（年時不明）の『玉林』を引く。『台記』の引用文を元の文章と比較してみると、所々に省略が見られ、忠実に抜き出しているわけではなくさそうである。『玉林』の佚文についても同様であろう。

前述したように、本史料と同じ内容を持つものに九一五〇八三がある。こちらも鎌倉時代の書写と推定されている。本史料の前欠部分を補うこ

とができるが、それでもなお首欠らしく、また反対に本史料にある「次被仰賞」以下を欠いている。内容としては、本史料が有する次第を基礎として、行間に多くの書き入れがなされている。成立時期は不明だが、書き入れの下限に近いものに「宰相中将実守」^{（藤原）}（嘉応二年）養和二年）とあり、それ以降となるから成立と書写時期は概ね一致するか。本史料と九一五〇八三が直接の書承関係にあるかは不明であるが、本文的には九一五〇八三の方が正しいと見られる箇所があることやそれぞれの形態などから考えると、共通の親本を持つ兄弟関係にある写本なのかもしれない。

本史料の成立については詳しいことがわからない。奥書・識語類がなく、人名に関する注記も見られないなど、成立事情を物語るものがないからである。ただし内容が本史料作成時の状況を反映しているとすれば、ある程度の絞り込みができる。まず天皇が「幼主」であるときの動作に言及しているので、天皇の元服前となる。次に三衣筥を置くことに触れているので、法皇のもとへの行幸となる。この条件を満たす時期を、『台記』と『玉林』が追記である可能性も考慮して、保安年間以降、推定書写年代の鎌倉時代限りまでで探すと以下になる。

鳥羽法皇―近衛天皇（永治元年十二月七日）久安六年正月三日）

後白河法皇―高倉天皇（嘉応元年四月八日）嘉応三年正月二日）

後白河法皇―安徳天皇（養和元年正月十七日）寿永二年八月十九日）

後白河法皇―後鳥羽天皇（寿永二年八月二十日）文治六年正月二日）

後高倉法皇―後堀河天皇（承久三年八月十六日）承久四年正月二日）

このうち朝観行幸の行われたことがわかるのは以下の例である。

鳥羽法皇―近衛天皇―摂政藤原忠通

康治二年正月三日（皇太后藤原聖子同輿）

康治三年正月五日（同前）

天養二年正月四日

久安二年二月一日（台記「元太后同輿」^{〔ママ〕}）

久安三年正月二日

久安五年二月十三日

後白河法皇―高倉天皇―摂政藤原基房

嘉応元年四月二十八日

嘉応二年正月三日

後白河法皇―安徳天皇―摂政藤原基通

寿永二年二月二十一日（皇后亮子内親王同輿）

後白河法皇―後鳥羽天皇―摂政藤原兼実

文治三年十一月八日

後高倉法皇―後堀河天皇

記録ナシ

「皇后」（幼帝の母后または相当する者）が同輿するときのことも問題としているので、その有無が確認できたものには注記した。記録の残存状況とも関わって、年時が判明しないだけでなく、わかったとしても詳細は不明であることが少なくない。近衛天皇の摂政は忠通なので、『玉林』が追記でなければ、後白河院政下のいずれかになるうか。ただそもそも本史料が実際の行幸を想定して作られたものではないかもしれず、判断は難しい。

編者についても不明であるが、『台記』や『玉林』を披見していることを考えると、現在見る形にまとめたのは彼らの子孫が該当するか。九条家の人である可能性はあるが、これも確実ではない。

〔註〕

（1） 佐古愛己「非「官方行事」における勸賞の特質―朝覲行幸を素材とし

て―」（『平安貴族社会の秩序と昇進』思文閣出版、二〇一二年）、「院政・鎌倉期における朝覲行幸の特質と意義―拝舞・勸賞・行啓の分析から―」（元木泰雄編『日本中世の政治と制度』吉川弘文館、二〇二〇年）。先行研究の整理はこれらに譲る。

（2） 九条家本に含まれる複数の次第書の関係を扱ったものとしては、吉田早苗『春除目抄』と『秋除目抄』―九条良経の除目抄について―（『日本歴史』五一六、一九九一年）がある。また本稿で翻刻する朝覲行幸次第は直接関係しないが、神戸航介「宮内庁書陵部所蔵九条家本「諸次第等目録」について―平安時代儀式研究のために―」（田島公編『禁裏・公家文庫研究』六、思文閣出版、二〇一七年）も参照。なお九条道房の整理による『九条家記録文書目録』（九二七二）には、対応する箱が含まれておらず、二種とも記載されていない。

【付記】翻刻・解題を太田が作成し、藤原が補助した。ご所蔵者からは原本閲覧の便宜をお取りはかり頂き、翻刻のご許可を賜った。ここに記して謝意を表す。本史料のマイクロフィルムからのスキャン画像は、史料編纂所データベースよりインターネット公開されている。

【翻刻】

〔凡例〕

- ・翻刻の要領は通行に倣ったが、特記事項は以下の通りである。
- ・底本の体裁については、これを改めた箇所がある。空行・余白は必ずしも反映させなかった。
- ・各紙の変わり目に「を付し、」^(第1紙)のように紙数を表示した。

『朝覲行幸次第草』〔九一一五〕

〔新補表紙外題〕

「朝覲行幸次第草」

〔旧表紙外題〕

「朝覲行幸次第草」^(執柄作法)

〔同見返〕

〔九条道家〕

「峯殿御筆也、」

〔本紙端裏書〕

「朝覲行幸次第草」^(執柄作法)

朝覲行幸次第

峯殿御筆

剋限諸卿參着仗座、螺鈿劍、有文帶、

隨身装束左右染分、葵脛巾
狩胡録

執柄參入、候殿上催行雜事、

職事覽日時勘文、不入宮、

執柄見了返給、則下上卿、

次仰召仰及留守人、下日時之次被仰、

路次第等、留守參議・弁各一人、
路次・出御門等、

〔正月三日〕
天治二御記云、覽日時、^(源雅兼)
頭弁云、相待右大臣參入、^(藤原家忠)

可下彼人歟、予云、不可然、只可下祇候上卿者、

次衛府公卿以下帶弓箭、

次天皇出御南殿、

所司豫敷筵道、

主上出御昼御座、

内侍入夜御殿、取劍璽、候御帳北辺、

於額間着御々挿鞋、<sup>(以藏人
獻之)</sup>

執柄指笏取御下襲尻、

御劍内侍候御前、<sup>(次將扶持之、
五位藏人付之、)</sup>

璽宮内侍候御後、

經広庇并長橋入自南殿戌亥角北面戸、暫

令立留御帳後戸下給、

持剣之内侍入自御帳後戸、經御帳東立御帳前

母屋東柱南頭、^(東、南面經柱)

持璽之内侍入自同戸、經御帳西立御前柱南頭、^(如初、)

次天皇入自同戸、立給御帳西間中央、^(南面、)

執柄刷御尻候西方、<sup>(去一許文後
候、)</sup>

次近衛引陣、^(執柄催之、)

次反閑、^(執柄仰職事催之、)

陰陽師入自明義門并南殿御後障子西戸、奉仕

反閑了退出、給祿、

次天皇經御帳間西南柱之間^(立)御帳前給、
<sup>(廻北、
南面、)</sup>

次右近次將渡東、

次公卿列立南庭、^(北上西面、)

左右大將立階東西、

次圍司奏、^(執柄催之、)

出自弓場殿斜行就版則歸入、

〔第2紙〕

〔第1紙〕

〔正月五日〕
保安五御記云、可出左腋門歟、而出自弓場、是
近代也、
〔例脱カ〕

次鈴奏、

少納言就版奏之、

有勅答、近代執柄鳴笏告之、

此間昇出大刀契、

左將監経階下西渡而右將監相共昇西階、

昇下大刀禊辛櫃、
〔契〕
豫置南賣子
西二間、

次寄御輿、

掃部豫敷筵道、主殿撤御座吧、

公卿次將副御^{〔奥〕}到階腋、

次上臈次將參進、先開輦戸、取御劍安輦中、

退候、

次天皇乘御、

執柄取御裾帖入御輿中、

左大將称警蹕、
次將発之、

次將取御挿鞋給東堅^{〔子〕}、
候劍璽^{〔役〕}次將、

次々將取璽宮安輦中、閉戸退下、

此間執柄^{〔乗輿之後、即進〕}経南庇於東階下着靴、出

軒廊東二間立南庭、

暫降立軒廊南庭、

参会公卿前行騎馬、

次御輿^{〔漸進行〕}、

次左大將於日花門外仰御綱、
左大將不候者、
左次將仰之、

次車駕出宮、

執柄於左衛門陣外騎馬、
或北門、或西門、
或隨便、

〔第3紙〕

候腰輿後・殿上人前、

陣中儀、

隨身為先下臈打馬前、
〔列〕
左近馬左、
右近馬右、

舍人・居飼・副馬、馬副在馬後、

路頭儀、

先居飼四人、
〔又舍人〕
二行、

次舍人四人、
二行、

次上臈隨身四人、
左二人在左、
右二人在右、

次馬、馬副二人、
張口、

舍人・居飼副左右、

次馬副十人、
二行、
先持笏、

次下臈隨身六人、
二行、
或在馬副前、

次雜色兩三、
一人令持淺香、

次調度懸十二人、
二行、

車駕到女院御在前、
於二丁停警蹕聲、

六位去門一丁下馬、

五位以上於門辺下馬、

暫扣輿於東四足下
乘輿到女院門下、
向門道端
於一町停警蹕聲、

神祇官獻大麻、
或不獻之、

雅樂寮発音、

先是公卿下馬列立殿上屏前、
南面、

参会人着浅杏立加之、
或不立列、

大閤参立候閑所、

大將下馬立門内左右、
〔コノ三字擦消ノ上ニ書スカ〕
不垂裾、

左兵衛陣列同門南腋、
御車宿
前、

〔第4紙〕

執柄於門辺下馬、上臈隨身一丁許下馬在馬前、垂裾、如陣中儀、

(第5紙)

(冊子本消込)
一垂之、或入中門之後
保安二年・三月十五日
次使院司公卿近代多用大納言、奏臨幸之由、近代只目之、令撤屏幔、

院司入中門進南庭奏事由、或先令撤幔門之後示氣色、復本列、

此間樂屋發乱声、

次執柄先進行、隨身為先下、入中門於北腋辺脱靴

裾垂裾、或下馬之時、跪候、隨身取之、

(正月二日)
康和五年、入御之間、(藤原忠実)予在御輿側、入御中門之間、(殿唐)予先入之、

保安二年・三年・五年・天治二年・三年、先入中門脱靴、(正月二日)

垂裾跪候御輿頭、

次御輿進行昇居中門下、向前於東方也、於中門外

大將前行入中門南庭、候御下、昇廻之、東札之時或候中門外、依為御輿

公卿次將以下群居御輿左右、

列立公卿各跪地、

次上臈次將參進、脱靴、開輦戸、取御劍候

御輿辺、

次將又一人取御草鞋供之、

次主上下御、執柄參進刷御下襲、

豫供筵道、其上敷両面、

御路經中門廊到對南面中央間、

下臈次將取璽宮、獻御草鞋之次將有便、

即入御休所、

先取御劍次將前行、歩筵道上、両面外、

次主上、執柄指笏取御裾、

次又次將取璽宮在執柄後、

内侍二人儲候簾中、次將跪簾外付劍璽、璽宮入御、

之後付之、

入御之間執柄褰御簾、

上臈次將出閉輦戸、(X人)

次公卿着殿上、(X人)大盤居簾、

入御之後、公卿弘雜人閉中門、

次院司敷帛給、

依其告參簾中取之、敷庇御座上、置鎮子、

如例、

(X女(出脱))
次仙院御母屋御座、

次主上渡御、於戸下着御靴、

出御休所南面戸、御輿、經透渡殿、執柄取御下襲於東妻

戸下垂御裾、召御笏、藏人頭、入件戸、藏人頭、有御拜、

進自南庇立帛給上給、北、自南、進給、

此間執柄退候南簀子、

大閤同候御共、

次御拜、舞踏右左右、御拜了立有御拜、

舞踏如恒、但右左右、舞踏如恒、異凡人前後乍立有御拜、

御拜了左廻還御、

次還御、

於初戸下返給御笏於頭、

於御休所辺脱靴入所、

次仙院入御、

(第7紙)

(第8紙)

次改寢殿御装束、

取帛袷如本懸御屏風、垂母屋御簾、

主上御座如本、

南簀子透渡殿等敷菅円座、階以西敷厚円座一枚、為大閣座、以東殿上下

以下座、兼向所殿上人役之、

次近衛陣胡床、次将等着靴□□、
〔垂裾〕

次主上重渡御、

自北面渡御寢殿御母屋簾中、御座間、
・執柄取御下襲尻、

内侍二人取劍璽篋同候、

召御笏、職事豫持御笏候簀子、
先 依召獻之、或日本令持御笏給、

上臈次将豫儲候透渡殿迄、参進簾下取御劍、内侍自簾下指出之、

置御座東妻、柄南、
刃東、

次出御自御座間、執柄袞、
御簾、着御々座、南面、但母后
御座簾中

暫西面、舞間
令南面給

執柄引刷御下襲尻、

次同次将取璽篋置御劍内方、

・保安三、東礼、
召宰相中将雅定於簾下、先置劍璽於

御座左方、南柄、
東刃、其内方置璽篋、先是御劍

出御之後、欲置璽御座、只出御以前可置之由有仰、

仍先令置之、

天治元年、西礼、
正月五日、劍璽置御座左方、以刃為東、以柄

為南、璽篋在其内方、猶可置御座右歟、為敷上皇鳥羽

御座也、

或經透渡殿如初渡御、上皇出御之時多

如此、法皇着御坐簾中之時、自□〔簾力〕中出御有便、

〔第9紙〕

保安五年御記云、予以頭弁申法皇云、出御自对代〔藤原忠通〕
〔白河〕

經透殿可出御歟、将又自御座後御簾可出御歟、〔源雅基〕

經透渡殿可渡御也云々、新院御時、自御座後出御、〔鳥羽上皇〕

法皇御簾中之故歟云々、新院出御々座、幼主經透渡〔崇徳天皇〕

殿也、

次大閣及執柄着簀子円座、

大閣渡御前簀子着階西間円座、

執柄刷主上御裾了、直降我座当間、御座
次間、座

簀子円座、有揖、
北面、

保安二年、執柄自庇東行、出東面戸、經簀子〔藤原忠通〕

着御前円座、〔藤原忠実〕
〔正月日〕

長承元年、大殿儲候〔藤原忠通〕
〔正月日〕西方、公卿着座之後

追着、依御氣色、御座、
儲候西方也、
殿下正務殊候居、
居定後居直給依御氣色、

御座儲候西方也、

次以藏人頭召諸卿、

執柄伺御氣色、庇座下方目頭、々進候簀子異

角、執柄仰可召諸卿之由、只示氣色
也、
押了懸高欄頭退帰召之、

次諸卿参上、次第着御前円座、〔藤原忠通〕

衛府公卿乍帶弓箭
着之、

次執柄仰樂行事、

先伺御氣色、上皇御坐所
伺之、召左右近次将名、名朝臣、
五位□□加朝臣、
以上

不聞及者願、不聞及者願
目之、兩人参進立欄下、

執柄仰云樂行事、不謂位次、
先仰左近、不聞及者願目之、

兩人各経吾方胡床後向樂屋、

次乱声、

〔第11紙〕

次振梓、先左、次右、次左右同時振之、

次左右奏舞、其曲多少代々不定、

舞間公卿前衝重、

大閣・執柄・五位藏人長承元、
為賴・
經隆居大殿前、

自余殿上五位、

天治二、無役五位、予取法皇御氣色、依仰目少將^(藤原)經定^(白河)居衝重一人、數反送之、

次勸盃、

藏人頭、瓶子五位藏人、

大閣・執柄不隔人之時、無勸盃、

次供主上御膳、懸盤六脚、
御盤二枚、

大納言為陪膳、衛府撒弓箭、解劍插笏、
不撒纓、

參議・散三位役送、或又宰相重役、
或又宰相重役、

御酒盞持參寢殿異角之時、陪膳示氣色令

持歸也、供了陪膳拔笏退下、

衛府如本帶弓箭復座、

二棟廊南面西一間予御簾為供御膳之路、

此間舞人居地、不止寒、

在胡床次將不起、

舞間被仰勸賞、左舞人、右舞人、樂人、其人不定、
非初度之時強無之、但隨時、

職事仰執柄、々々仰大臣、々々於異角欄邊、或透
欄下、

以陣官召其人仰之、叙爵一階、
隨時依人、舞人二拜了

大臣復座、舞間仰之、
無便宜之故也、婦入之後更召出

保安二御記云、白河法皇有召、藤原忠通予參進、仰云、白河婦路之次、可有胡飲酒

可有賞、而可勤仕伴舞者為右舞人、右近將曹
多忠方、猶先左方者蒙賞

之後右者可被賞歟、然者胡飲酒前有左舞一曲、打毬其次、

被左賞可宜者、則召左行事仰之復座、

〔第12紙〕

〔以下四行抹消スルカ〕
中間入御儀、無警蹕、

依御氣色召上臈次將、々々參上取御劍獻簾中內侍、

主上起御座、(x目) 御

○次入御同母屋、此間次將立簾中、○執柄褰御簾直復座、胡床

又次將取聖宮、授同內侍、

天治三、予召上臈次將、(藤原忠通)宗輔・師時參進、仰一人可

參之由、仍師時退歸、宗輔渡御前取御劍、

及暗之時供掌燈、主上御座左右、

所司勤仕立明、

中間入御儀、

執柄直參進褰母屋御簾、入御之後復座、

此間諸卿平伏、次將立胡床前不稱警蹕、

次召公卿次將、取劍聖令指入母屋簾中、

保安五年・大治三年如此、(正月二日)

或先召上臈次將令付御劍於內侍之後、主上入御、

執柄褰御簾奉入之、其後○取聖宮、又授內侍了退下、

天治三年・又治三年如此、(マシ
天力)

天治三年、御遊之間、(崇德天皇)幼主重褰母屋御簾出御、

仍召師時令取劍聖、(藤原)召忠宗令獻御笏、

舞了候胡床次將婦入、

次召御遊具、執柄催之、
殿上五位六位役之、

次召殿上召人、執柄兼取御氣色召其人、

此間敷召人座、即着座、給衝重、

次御遊、拍子、琵琶、箏、和琴、
笙、笛、篳篥、

次御遊、拍子、琵琶、箏、和琴、
笙、笛、篳篥、

次御遊、拍子、琵琶、箏、和琴、
笙、笛、篳篥、

〔第14紙〕

〔第15紙〕

〔第15紙〕

律、呂

次御贈物、其物不定、

御遊之間、可取之公卿等起座、廻御所西方、

〔龍馬〕
大納言

御前

微音

經公卿座前、於透渡殿授職事、

代始、執柄於御前簀子受取之、

御遊終頭給祿、有差、

執柄祿藏人頭持參、依氣色持退給隨身、

自余殿上四位取之、

各自取祿、自下臈起座授僕從、

次入御、

執柄褰御簾、召職事返給御笏、

上臈次將參上、取劍璽授簾中内侍、

○

次撤御膳、殿上五位役之、

次被仰院司賞、

職事仰大臣、以詞仰之、々々於殿上辺或中門廊召内記、於砌下

仰叙人、仰可候位記之由、
若内々注折紙之、下給件折紙、

其人於中門西方奏慶拜舞、

執柄下宿所、

此間内々有御対面、不被具劍璽、
御束帶

次還御、

構御輿寄於南階、□□入御時、廻后御所、
先例又如此、

立大刀契於簀子、東豎候階西間、

先引陣、

公卿列立、

鈴奏、

寄御輿於南階、

乘御、大將稱警蹕、

大將前行於中門仰御綱、

執柄立座乘車供奉引陣、乘馬在車後、

次車駕還宮、

於左衛門陣下馬、

御輿入東門、

下御、警蹕、

鈴奏、

名謁、次將問之、

還御本殿、

(以下余白)

〔光明峯寺殿御次第同御筆也、可

秘藏者乎、

寛永廿年九月十七日令一見了、

(九条)
道房

(第16紙)

(第17紙)

(第18紙)

(第19紙)

(第20紙)

『朝觀行幸次第』〔九・四〇・二七〕

〔外題〕

「行幸次第」

〔前欠〕

次近衛引陣、

次反問、陰陽師給祿、

次天皇進立御帳前給、

次右次將渡左、

次諸卿列立、

左大將立階巽、諸卿列立、
南東方、

右大將經階下里内、
階前、立階坤、

次圍司奏、

次鈴奏、

此間昇出大刀契、左將監
渡右、

次寄御輿、

主殿撤御座覆、

掃部敷廷道、

次上臈次將安御劍、

次天皇乘御、

大將已下称警蹕、次將取

御挿鞋給東堅、

次々將安御璽閉輦戸、

皇后同輿之時、置御璽之

後、次將參上下格子、近臣公卿

取几帳、后宮乘御、

公卿前行騎馬、

御輿進行、

（第1紙）

次於宣陽門、或月華
門内、大將進立

御輿前、向其
前、橫弓、召大舍人、

音二大舍人称唯、仰云、御綱張_レ、

里内於
中門仰之、

路頭行列如恒、

大將供奉行列、

陣中、

下臈隨身二人張口、殘隨身

為先下臈歩列、馬右方、左近准
可知、

前追前、於也伊
サキ也、最末下臈

二人令持弓・平胡籙等、納言大將
之時持弓、

馬副八人、若十人
隨職、二行在

後、上臈取笏、舍人・居飼・副

馬・雜色等自閑路参会

院門辺、式一兩竊具之、
ミツ

路頭、

於陽明門外上臈隨身騎馬、

里内、在馬前右方、大臣・大將
二人打列之、

移馬舍人・居飼在其前、

下臈隨身在馬後、

乘輿到院門、神祇官獻御麻、

公卿下馬列立西門内、東上南面、

大將同下馬、東門陣前辺、立門

東礼之時、
左立、

内、左北、右南、
懸裾立也、去門内柱二三許左、

次執政進立御輿前、使院司公卿

（第2紙）

奏臨幸之由、復命了、奏者復列
発
乱声、

次入御、

先左右大将前行、各隨身為先、下臈前行追前、

次御輿、次執政人、隨身二前行、

昇居御輿於中門、東面妻、

左右大将已下次将等候地上、

左南、右北也、

次下御、不警蹕、取劍璽、如例、

皇后同輿之時、主上下御

之後、大将以下退下、宮司

参入云々、

次公卿着殿上座、

御靴也、但幼主不然也、次御拜、法皇御時、近臣公卿置三衣簀、

執柄敷々物、帛裕也、

重有御拜、中宮御方、其儀同前、

次改御装束、

次近衛引陣、先是立胡床、次将等着靴引裾、

次重渡御、

次将候劍璽如例、

次召公卿、藏人頭、

次公卿着御前簀子座、

次仰楽行事、召胡床之次将承仰、執政仰之、

次乱声振梓、先左、次右、次左右同時、

次舞、多少隨時、

(第3紙)

次居公卿衝重、

次勸盃、藏人頭、

次供御膳、此間舞人居、

大納言勤仕陪膳、撤劍挿

笏、

次置御遊具、殿上五位役之、

御遊、先召入着座、

此間引出物御馬、

次御贈物、初度有此事敷、

賜公卿祿、

次公卿退下、

次被仰賞、公卿仰内記、

初度被書之、召納言

下之、

次還宮、幼主之時、寄御輿於南階、

左右大将進立階東西、

有鈴奏・警蹕・御綱等

事、保安例也、

還宮之後、鈴奏・名謁

如例、

三衣簀役事

(正月三日) 康治二台記云、法皇自東

簾出御、余進褰簾、着御

座、在母屋也、南面 予跪指

(第4紙)

笏、今日依指得人、褰簾取筥、

懷中、後設之、在簾內、渡御前、跪置御前右

邊、疊上、拔笏退出、候簀子、

御拝了、法皇召余、即參上

褰御簾、入御了、進跪御座

前、拔笏取筥、退跪簾下、

褰簾置內際、自簀子西

行、着殿上、

院司賞事

天治玉林云、仰藏人令敷

菅門座四枚、（藤原忠通）余座在北長

押下、（藤原家忠・源有仁）右內兩府座在

余右、（北上東面、）執筆座在端、

（源雅兼）與余對、敷座了、余仰頭弁

座也、（藤原為隆）召兩丞相并執筆左大弁

等、各着座、余仰左大弁令

召紙筆、為隆召藏人実親、（平）

召硯・統紙、則持參置執

筆前、余仰叙人、書了後

仰女叙位、放統紙輿、書

了、盛柳筥進之、余披見

了、召頭弁令覽法皇、（白河）柳筥內、

則返給、余返給柳筥於為

隆、々々如本盛硯・筆退起、

余以頭弁召中納言別當、（藤原美行）

来就余座右左、余取叙位

二通給之、余以下起座、
（以下余白）

（第6紙）

（第5紙）